平成２７年（フ）第３３８５号
大阪府東大阪市横小路町１－３－17
債務者　本庄　幸人
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４７８号
大阪府大東市御供田１丁目７番８号
債務者　松本　浩一
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５５０号
大阪市平野区長吉長原４丁目３番２―804号
債務者　吉崎　圭子
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６２４号
大阪市中央区島之内２丁目13番30号　シティプラザ島之内302号、前住所大阪市西成区鶴見橋３丁目５番10号
債務者　秋田　正美
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６２８号
大阪府枚方市長尾宮前１丁目２番１―203号
債務者　垣内　義山
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６７２号
大阪市此花区酉島１丁目２番23号
債務者　大山　敏彦
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７１３号
大阪府守口市佐太中町１丁目11番３号
債務者　田中まゆみ
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７５７号
大阪府守口市南寺方南通３丁目３番８―103号
債務者　森田　麻純
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７６９号
大阪府高槻市上土室５丁目34―１―606、住民票上の住所大阪府高槻市塚原２丁目16番３号
債務者　勘定　尚子
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７７４号
大阪市城東区永田３丁目14番15―707号、前住所大阪府東大阪市東鴻池町２丁目３番２―705号
債務者　中島　吏葵
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７７５号
大阪府東大阪市中新開２丁目13番25号木の国ハイツ704号室
債務者　米澤　浩治
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７８２号
大阪市淀川区西中島７丁目14番31―701号
債務者　髙階　生子（旧姓山脇）
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７８５号
大阪市住吉区南住吉２丁目19番１―106号
債務者　波多　和子
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７８８号
埼玉県川口市中青木５丁目１番22号　ハイツメリオラ102号
債務者　中村　高則
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７９２号
埼玉県久喜市八甫１丁目40番地６
債務者　相澤　良美
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８５１号
埼玉県川口市西青木４丁目４番34―406号
スターコート西青木
債務者　臼井　清道
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８６３号
埼玉県新座市大和田５丁目７番５号
債務者　足立美直子
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係